

○国土交通省告示第千五十四号

広島空港の施設に変更を加えるので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月二十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 空港の名称及び位置 広島空港 広島県三原市

二 変更する事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第百六十七号、平成十四年国土交通省告示第二百七十七号及び第二百七十八号並びに平成十七年国土交通省告示第三百十四号を参照）。

イ 標点の位置 北緯三十四度二十六分十秒 東経百三十二度五十五分十二秒（標高三百三十一・

三メートル）

ロ 空港の範囲 第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ハ 着陸帯

範囲 第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

ニ 進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

- (1) 進入区域 第二図のうち、イ、ロ、へ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域
- (2) 進入表面 第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一の勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するもの
- (3) 水平表面 第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径四千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分
- (4) 転移表面 第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ'及びニチ'並びにロへ'及びハト'）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角的な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

三 変更する事項に係る施設の供用開始の予定期日 令和七年七月三十一日

（注）空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局広島空港事務所において縦覧に供する。